

保健所業務における臨床検査技師の役割とは

食品衛生監視員の業務を通して

◎佐藤 千歳¹⁾、中根 邦彦¹⁾
岡崎市保健所¹⁾

【はじめに】臨床検査技師は、病院の検査室だけでなく企業や研究など様々な分野で活躍しており、行政機関である保健所も含まれる。一方、臨床検査技師は「病院の検査室で働く」というイメージが強く、保健所は学生の実習先として選ばれないこともあり、その業務は多くの臨床検査技師にとってなじみが薄いのが実情である。今回我々は、保健所における食品衛生や食品衛生監視員の内容、および臨床検査技師が保健所における役割について報告を行う。

【内容】臨床検査技師養成の教育機関で食品衛生監視員の任用資格を取得できるのは、平成29年現在で約10施設ある。すなわち、これらの施設では卒業後に臨床検査技師国家試験受験資格だけでなく、食品衛生監視員や食品衛生管理者の資格も得ることができるのだが、食品衛生監視員の業務を知る機会は限られている。保健所の食品衛生担当部署は食品衛生監視員で主に構成され、食品衛生監視員は管轄内での飲食店や食品工場などの許可や監視を行う。さらに、食中毒の発生時に食品衛生監視員は、体調不良者や疑いのある施設に対して聞き取り等を迅速に行い、最終的に

保健所長の主導のもと、営業停止等の行政処分等を行う。食品衛生監視員の資格をもつのは、臨床検査技師だけでなく、獣医師や薬剤師、および食品衛生監視員養成課程を経た（管理）栄養士や生物資源学部等の卒業生である。つまり、臨床検査技師が多くの割合を占める病院の検査室とは異なり、保健所の食品衛生監視員には多職種連携も求められる。獣医師は食肉に関するリスク管理、薬剤師は薬剤の情報、（管理）栄養士は食品製造・加工について精通しているが、臨床検査技師はこれらについてなじみのない分野である一方、検査法は我々の専門分野であり、食中毒対応における検査日数や結果の説明等で大きな役割を果たすことができる。保健所行政業務に勤務する臨床検査技師は少ないが、職域の拡大を考慮すると食品衛生業務だけでなく、環境衛生や感染症対策業務といった臨床検査技師が活躍できるフィールドの広がりやその理解、および保健所への学生実習など教育機関への働きかけが必要だと考えている。
岡崎市保健所生活衛生課
0564-23-6068